

新型コロナウィルス感染症に関する児童の出席停止の基準について

令和3(2021)年4月1日現在

◎お子様に関する状況が、次の(1)～(4)の状況になった場合は、学校に連絡をしていただくとともに、お子様はご家庭での休養をお願いします。子どもの安全を確保するため、欠席扱いではなく、出席停止扱いとなります。

(1) 児童(本人)の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも濃厚接触者扱いとする。

(2) 児童の同居家族が、濃厚接触者と認定されたり、発熱等かぜ症状が見られたりする等により、検体検査(PCR検査、抗原検査)を受検することとなった場合

(3) 児童(本人)に発熱等かぜ症状が見られる場合

(4) 児童の同居家族に、新型コロナウィルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやすに該当する症状が見られる場合

◎お子様はもとより、ご家族の方々におかれましても、新型コロナウィルス感染症の感染予防に、十分お気をつけいただきますようよろしくお願ひいたします。

大阪市立大池小学校 校長 高尾祐彦